

第5回環境審議会専門部会（事業系）

海老名市経済環境部環境課

平成30年8月29日

前回のまとめ

ごみ減量意識の高揚(啓発)

- (1)事業系ごみ適正処理パンフレット
 - ・保健所や不動産会社との連携、広報えびな等で周知
 - ・外国籍のパンフレットも必要。
- (2)講習会や学習会の実施
 - 講習会を受講することで排出事業者にメリットとなる何かがあれば良い。

排出事業者指導

- ・小規模事業所の飲食店を優先的に指導していくべき。
- ・多量排出事業所にも書面等で一定の働きかけを行う必要がある。
(文書による通知、組成分析の実施)

支援策について

- (1)少量排出事業所の指定袋制度
 - ・他市では概ね20ℓ、40ℓ程度の2種類が一般的だが、もう少し小さいサイズのごみ袋も用意する必要があるのではないか。
 - ・「少量排出事業所」(1回当たり●袋まで)の線引きが難しい。
 - ・アンケート調査では、少量排出の収集実態や、民業圧迫についての考え方を確認してみてもどうか。
- (2)生ごみ処理機の活用について
 - 飲食店組合名簿をご提供いただき、市でアンケート調査実施中(8月23日～9月5日)

事業系ごみ減量化策に向けた整理

主な考え方

1 事業系ごみの現状

(1) 事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみ排出量のグラフ

(2) 組成分析の結果

約66%の資源化可能なもの、約15%の産廃の混入

(3) 海老名市のごみ焼却量

(4) 排出事業者の減量への取り組み

全国的な取り組み(食品リサイクル等)

(5) 許可業者の状況

海老名市の許可業者数、処分業者数

2 課題

目標値までの減量化量、各主体(排出事業者、処理業者、行政)の課題

各事業所の事業規模や職種によって課題が異なるため、統一した減量化策を講じることが困難

主な考え方

3 事業系ごみ減量化に当たっての基本的な考え方

①ごみの減量や分別が自主的に促されるような減量化策の検討

②継続的な啓発活動等により減量を図る

4 事業系ごみ減量化策

①排出事業者のごみ減量意識の高揚（啓発）

- ・事業系ごみ適正処理パンフレットの見直し
- ・講習会や学習会の実施

②事業所指導

③支援策

- ・**少量排出事業所の指定袋制度**
- ・生ごみ処理機の活用(アンケート調査の集計結果含む)

④その他

- ・一般廃棄物許可業者一覧の見直し
- ・ごみ減量化・資源化協力店制度(認定制度)
- ・高座清掃施設組合搬入料金改定への働きかけについて

少量排出事業所の指定袋制度について

	大和市	藤沢市	逗子市
条件	1回の収集に2袋まで	1回の排出量40ℓ相当以内	<ul style="list-style-type: none"> ・1日平均1kg以下 ・従業者3名以内 ・食品廃棄物を排出しない事業所
導入時期	平成15年11月	平成19年10月	平成24年4月
料金水準	単価:6.4円/ℓ (可燃ごみ・不燃ごみ) サイズ:10L、20L、40L	単価:7.5円/ℓ (可燃ごみ・不燃ごみ) サイズ:20L、40L	単価:2.0円/L 家庭用指定ごみ袋に事業所名を記入して排出
負担割合	処理費相当額(100%)	処理費の75%	—
収集品目	可燃ごみ・不燃ごみ 資源物(産廃を除く)・有害ごみ	可燃ごみ・不燃ごみ 容器包装プラ	家庭系ごみに準ずる
収集方法	ごみ:戸別収集(申込制) 資源物:集積所収集	全品目戸別収集(申込制)	集積所収集
収集体制	家庭系ごみと同じ車両(可燃週2回・エリア別)	家庭系ごみと同じ車両(可燃週2回・エリア別)	家庭系ごみと同じ車両(可燃週2回・エリア別)
事業所数	延べ約2,800	約3,900	不明